

円高下における林業・木材産業の支援強化を求める意見書

わが国の森林はまさに今、戦後造成してきた人工林が利用期を迎えつつあり、この資源を活用して森林・林業・木材産業の再生を図ることが、疲弊した地方の再生を図り、持続可能な循環型社会を構築する鍵といえる。

しかしながら、最近の円高等による未だかつてない木材価格の暴落により、原木流通業者は出荷調整等の策を講じているものの、林業関係者にとって死活問題へと発展している。このままでは林業・木材産業の再生が実現しないばかりか、森林の公益的機能の発揮にも支障をきたすことが懸念される。

また、国が策定した「森林・林業再生プラン」では、長伐期非皆伐施業を念頭に置き、支援制度が保育間伐から搬出間伐へと転換されたが、密度管理が遅れ、長伐期への移行が困難な人工林を多く抱える九州並びに本県では、短伐期の皆伐・再造林が回避できないことや、未だ育成途上にある人工林も多いことから保育間伐への支援は不可欠である。

さらに、需要拡大の面では、平成二十二年に「公共建築物等における木材の利用に関する法律」が施行されたところであるが、今年度から継続された「森林整備加速化・林業再生事業」においては、公共施設の木造化や地域材活用住宅支援といった地域材の需要拡大に関するメニューが対象外となっている。

林業・木材産業の危機的状況を打開するには、森林整備へのさらなる支援と、木材の需要拡大に向けた緊急的な施策を講じる必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、このような状況を踏まえ、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 木材の供給過剰が懸念される搬出間伐に偏った「直接支払制度」を見直し、森林整備のための保育間伐に対しても支援の対象とすること。
 - 二 主伐後の低コスト再造林に対して定額の助成措置を講じること。
 - 三 公共施設の木造化や地域材活用住宅建設に対する支援、再生可能なエネルギー資源として木質バイオマスの一層の有効活用促進など木材の需要拡大策を緊急に講じること。
 - 四 東日本大震災の復興支援のため、必要な木材・木製品の輸送経費支援措置を講じること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月四日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
財務大臣 安住淳殿
農林水産大臣 郡司彰殿

